

## 仕 様 書

- 1 品目及び規格 レギュラーガソリン  
日本産業規格 J I S K 2 2 0 2 - 2 号
- 2 供給期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 3 見込数量 年間 4, 570 リットル  
(内訳 : 本土分 4, 230 リットル  
離島分 340 リットル)  
(数量は契約期間内における見込数量であり、供給数量を保証するものではない。)
- 4 供給場所  
別紙 1 「給油場所」欄記載のとおり。
- 5 供給方法  
供給者が指定する給油書又はカード（入会金及び年会費が無料であり、かつ、クレジット機能を有しないものに限る。以下「給油カード等」という。）を提示して給油を受ける。  
なお、給油のたびに、車両番号、給油年月日及び給油量等を記載した納品伝票を手交すること。
- 6 給油カード等の発行  
供給者は、別途交付する車両番号一覧表により、車両登録番号等を表示した給油カード等を各車両分作成し、令和 8 年 3 月 16 日（月）までに提供すること。  
また、車両番号に追加及び変更がある場合は、その都度、給油カード等を各車両分作成するものとする。  
なお、給油カード等交付に係る費用は、供給者の負担とする。

## 7 契約方法

1リットル当たりの単価契約とし、各月の単価（消費税及び地方消費税抜き）は、別紙2の明細書により算出した調整後単価（④又は⑧）とする。

明細書①又は⑤の価格は、次のとおり供給月によって変動し、同明細書③又は⑦の調整額は、契約期間中変動しないものとする。

### (1) 契約月（令和8年4月）

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、令和8年2月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

### (2) 令和8年5月以降

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

区分	項目番号	府名	府舎所在地	上段：電話番号 下段：FAX番号	見込 数量 (リットル)	給油場所
本土分	1	鹿児島地方法務局本局	〒892-0816 鹿児島市山下町13-10	099-219-2112 099-225-2022	1,920	・府舎所在地からおおむね5kmの範囲にある直営又は提携の給油所(距離の算定について、km以下の数字は小数点第一位を四捨五入するものとする。)
	2	霧島支局	〒899-4332 霧島市国分中央3-42-1	0995-45-0064 0995-45-4305	700	
	3	知覧支局	〒897-0302 南九州市知覧町郡5405	0993-83-2208 0993-83-4153	160	
	4	川内支局	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24	0996-22-2300 0996-22-2879	400	
	5	鹿屋支局	〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1	0994-43-6790 0994-43-6791	670	
	6	南さつま出張所	〒897-0006 南さつま市加世田本町50-19	0993-52-2561 0993-52-2564	80	
	7	出水出張所	〒899-0201 出水市緑町36-1	0996-62-0219 0996-62-0269	100	
	8	曾於出張所	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2	099-482-0047 099-482-5211	200	
小計					4,230	
離島分	9	奄美支局	〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23-1	0997-52-0376 0997-52-0348	200	・府舎所在地からおおむね10kmの範囲にある直営又は提携の給油所(距離の算定について、km以下の数字は小数点第一位を四捨五入するものとする。)
	10	種子島出張所	〒891-3101 西之表市西之表16314-6	0997-22-0668 (共通)	140	
	小計					340
合計					4,570	

※ 予定数量は、供給することを確約した数量ではないので注意すること。

## 明 細 書

令和8年4月	レギュラーガソリン
本土分	
① 令和8年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
離島分	
⑤ 令和8年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円

令和8年5月以降	レギュラーガソリン
本土分	
① 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格 ※2	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
離島分	
⑤ 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格 ※2	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円

※1 調整額は、見積書の額とし、契約期間中変動しないものとする。

※2 令和8年5月以降は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」(レギュラー、1リットル、消費税込み)をそれぞれ適用する。